

平成27年 夏の交通安全県民運動

7月11日(土)～20日(月)



◆子どもと高齢者の交通事故防止

◆全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

◆自転車の安全利用の推進

◆飲酒運転の根絶

三重県交通安全スローガン

ゆずりあう 心が三重る 道が好き

～安全は あなた自身の 心がけ～



チャイルドシート着用
後部座席中央座席
「カチャピョン」



三重県交通対策協議会

事務局 〒514-8570 三重県環境生活部 交通安全・消費生活課 TEL059-224-2410 FAX059-228-4907

夏の交通安全県民運動

運動の重点

1.子どもと高齢者の交通事故防止



夏休み期間中は、屋外で遊ぶ子どもや日中の暑さを避けて朝夕に活動する高齢者が増加し、子どもや高齢者の交通事故の増加が懸念されます。子どもと高齢者の交通安全意識を高めるとともに、一般の運転者やその他交通の場に参加する人に、子どもと高齢者に対する保護意識を浸透させ、交通事故を防止しましょう。

～毎月11日は「交通安全の日」～

県民の交通安全思想の普及徹底を図る日、特に子どもの交通事故防止とシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底を図る。

セーフティー・シルバー・デー(S・Sデー)

～毎月21日は「高齢者の交通安全の日」～
高齢者の交通事故防止を重点的に取り組む日

2.全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

万が一、事故に遭ったときに被害を軽減させるため、車に乗ったときは、全ての座席でシートベルトを着用しましょう。また、乳幼児を乗せるときは、チャイルドシートを着用させてください。全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの着用が義務化されています。



3.自転車の安全利用の推進

セーフティー・バイシクル・デー(S・Bデー)

～毎月第一月曜日は「自転車安全対策強化日」～
自転車の安全利用を推進し、自転車の交通事故防止を重点的に取り組む日

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間は、ライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



自転車運転者講習制度の新設(平成27年6月1日改正道路交通法施行)

○自転車運転者講習制度のながれ

- 1 自転車運転者が講習の対象となる危険行為を繰り返す(3年以内に2回以上)
 - ※信号無視、一時不停止、酒酔い運転、制動装置(ブレーキ)不良自転車運転など
- 2 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令
- 3 講習の受講「講習時間:3時間、講習手数料:5,700円(標準額)」
 - ※受講命令に違反した場合は、5万円以下の罰金が科せられます。

4.飲酒運転の根絶

飲酒運転をしたドライバーはもちろんのこと、飲酒運転をする恐れのある人にお酒を飲ませた人、車を貸した人、あるいは運転手がお酒を飲んでいることを知りながら運転を依頼・要求して同乗した人も処罰されます。

また、飲酒運転は、交通事故を起こした場合、「ひき逃げ」などの異常心理を招きます。社会全体で飲酒運転を根絶しましょう。



ハンドルキーパー運動とは…

やむを得ず、仲間と自動車で飲食店などへ行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人を決め、その人は酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る運動

三重県交通安全スローガン

ゆずりあう 心が三重る 道が好き ～安全は あなた自身の 心がけ～